

日医発第 807 号（保険）
令和 8 年 7 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
今 村 英 仁
（公印省略）

生活保護受給者向けマイナンバーカードの利用登録勧奨リーフレットについて
（周知依頼）

生活保護制度における医療扶助のマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認の導入については、マイナンバーカードによる確実な資格確認および本人確認を実現するとともに、医療券の発行・送付等に係る事務の効率化を図り、利用者の利便性向上に資することを目的として、令和 6 年 3 月から運用を開始しております。

これに伴い、生活保護受給者が委託先医療機関および薬局において資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしておりますが、生活保護受給者の利用登録率は約 45%にとどまっており、医療扶助や健康管理支援等に関する諸課題の検討を目的とする「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」においても、さらなる取組が必要であるとの意見が示されております。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省社会・援護局保護課において、生活保護受給者向けの利用登録勧奨リーフレット（別添文書 2）を作成し、全国の福祉事務所に対して利用登録の一層の勧奨を図ることとしております。

また、関係医療機関においても、必要に応じて生活保護受給者に対しリーフレットを配布いただくなど、可能な範囲で利用登録の勧奨にご協力いただくよう周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、本取組の趣旨についてご理解を賜るとともに、貴会会員への周知につきまして格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

<添付文書>

1. 生活保護受給者向けマイナンバーカードの利用登録勧奨リーフレットについて
（周知依頼）
（令 8. 7. 16 事務連絡 厚生労働省社会・援護局保護課）

2. 医療機関・薬局を受診する際はマイナンバーカードを持参してください
(パンフレット)

■参 考■

厚生労働省ホームページ

ー生活保護受給者向けの情報ー

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html

○生活保護受給者向けリーフレット（パターンA）両面

[001724868.pdf](#)

○生活保護受給者向けリーフレット（パターンB）片面

[001724869.pdf](#)

○生活保護受給者向けリーフレット（パターンC）片面

[001724870.pdf](#)

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護受給者向けマイナンバーカードの利用登録勧奨リーフレットについて
(周知依頼)

貴会におかれましては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活保護制度においては、令和 6 年 3 月から医療扶助のオンライン資格確認の運用を開始しており、生活保護受給者が委託先医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしています（※1）。

現在、生活保護受給者のマイナンバーカードの利用登録率は約 45%となっており、貴会にもご参画を賜っております「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」におきましても、より質の高い安全な医療の提供や業務効率化に向け、当該利用登録率の向上に向けた一層の取組が必要であるとのご指摘をいただいております。

今般、厚生労働省におきまして、生活保護受給者向けの利用登録勧奨リーフレット（別添（※2））を作成し、全国の福祉事務所に対し、当該リーフレットを活用して一層の勧奨を行うよう依頼することとしました。

各医療機関におかれましても、生活保護受給者が来院された際、マイナンバーカードの利用登録がされていない方に当該リーフレットをお渡しいただくなど、可能な範囲で利用登録勧奨にご協力いただきたいと考えております。

貴会におかれましては、会員の皆様への周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

※1 急迫した事由その他やむを得ない事情（医療機関等でオンライン資格確認が導入されていない場合も含む。）がある場合には、紙の医療券・調剤券により資格確認を実施。

※2 厚生労働省ホームページでも公開しております。
(医療扶助のオンライン資格確認：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html)

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課
保護事業室
TEL：03-5253-1111（内線 2829）